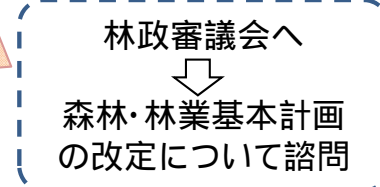
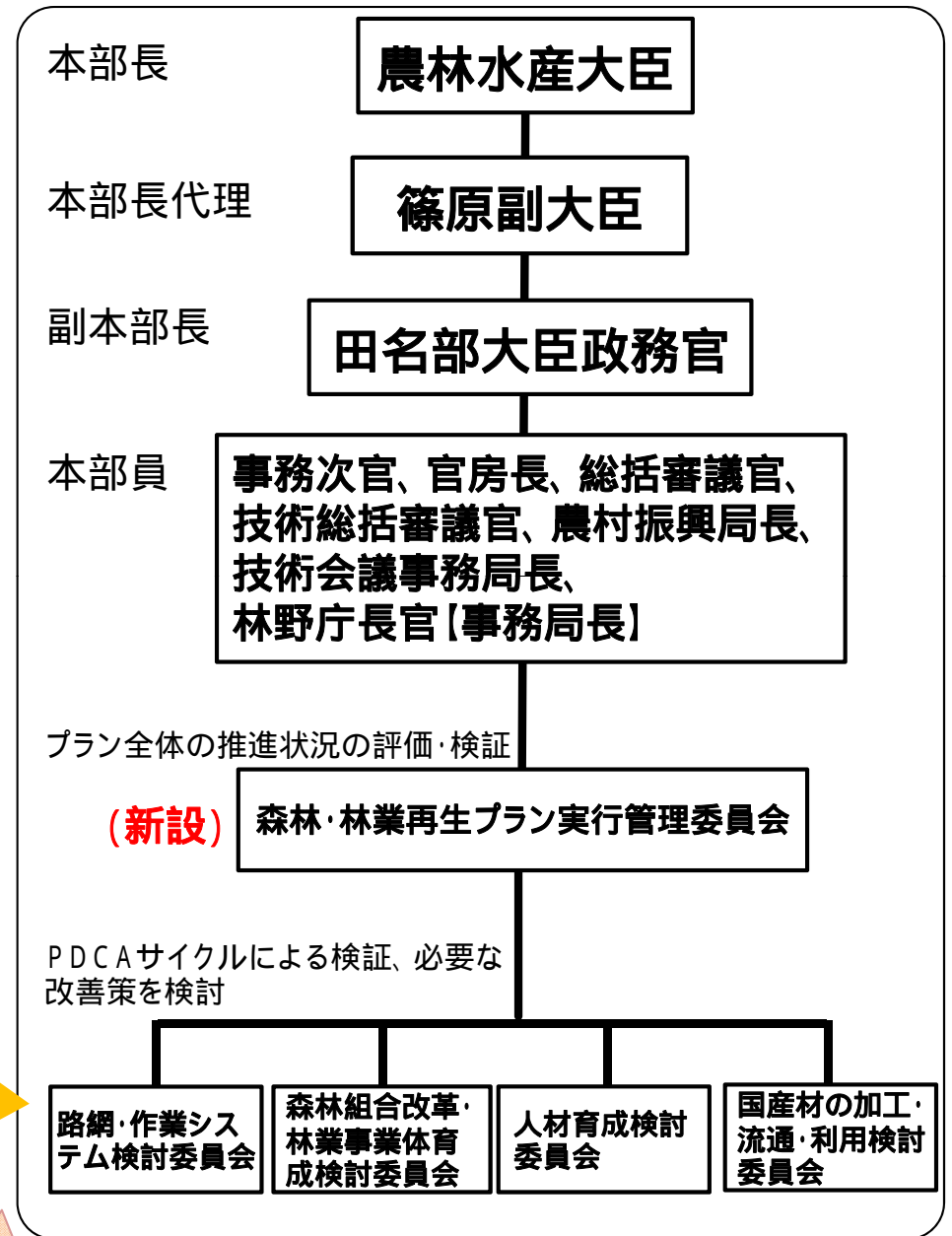
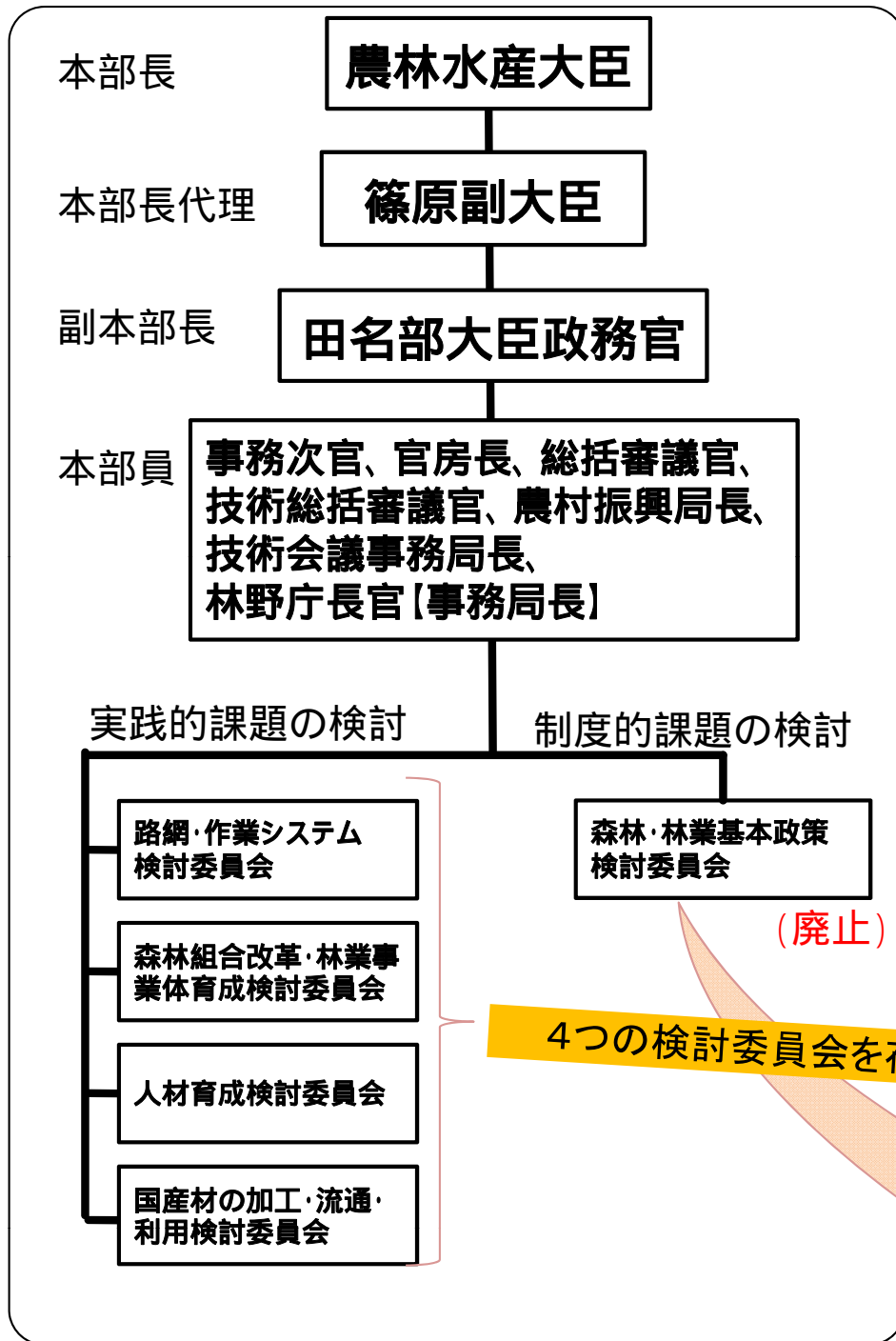


農林水産省 森林・林業再生プラン推進本部



「森林・林業再生プラン推進本部の下に置く検討委員会について」の改正新旧表(案)

現 行	改正後
<p style="text-align: right;">平成 22 年 1 月 21 日</p> <p>森林・林業再生プラン推進本部の下に置く<u>検討委員会</u>について</p> <p>1 検討委員会の設置 森林・林業再生プラン推進本部の下に、次の検討委員会を置く。</p> <p>(1) 森林・林業基本政策検討委員会 (2) 路網・作業システム検討委員会 (3) 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会 (4) 人材育成検討委員会 (5) 国産材の加工・流通・利用検討委員会</p> <p>2 各検討委員会の検討事項</p> <p>(1) <u>森林・林業基本政策検討委員会</u> <u>森林計画制度の見直しや補助金・予算の見直しなど、森林・林業再生プランに掲げている制度面の課題への対応について検討。</u></p> <p>(2) 路網・作業システム検討委員会 地域の条件に応じた路網作設技術の確立や先進的な林業機械の導入など、森林整備や木材生産の効率化に必要な路網・作業システムを確立するための具体的な対策について検討。</p> <p>(3) 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会 地域の森林管理の主体としての森林組合の役割の明確化や生産性の高い林業事業体の育成のための具体的な対策等について検討。</p>	<p style="text-align: right;">平成 22 年 11 月 30 日</p> <p>森林・林業再生プラン推進本部の下に置く<u>委員会</u>について</p> <p>1 委員会の設置 森林・林業再生プラン推進本部(以下「推進本部」という。)の下に、次の委員会を置く。</p> <p>(1) 森林・林業再生プラン実行管理委員会 (2) 路網・作業システム検討委員会 (3) 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会 (4) 人材育成検討委員会 (5) 国産材の加工・流通・利用検討委員会</p> <p>2 委員会の検討事項</p> <p>(1) <u>森林・林業再生プラン実行管理委員会</u> <u>1の(2)から(5)に掲げる4つの委員会の調整を図りつつ、森林・林業再生プラン全体の実行状況の評価・検証を行う。</u></p> <p>(2) 路網・作業システム検討委員会 地域の条件に応じた路網作設技術の確立や先進的な林業機械の導入など、森林整備や木材生産の効率化に必要な路網・作業システムを確立するための具体的な対策について、<u>その実行状況の検証を行い必要な改善策を検討する。</u></p> <p>(3) 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会 地域の森林管理の主体としての森林組合の役割の明確化や生産性の高い林業事業体の育成のための具体的な対策等について、<u>その実行状況の検証を行い必要な改善策を検討する。</u></p>

現 行	改正後
<p>(4) 人材育成検討委員会 人材育成マスタープランの作成を始め、日本型フォレスター等の技術者や路網作設オペレーター等技能者の育成のあり方や活用方法等について、「<u>林業経営者育成確保事業</u>」と連携しつつ検討。</p> <p>(5) 国産材の加工・流通・利用検討委員会 国産材の加工・流通構造や木材利用の拡大など森林資源の活用を進めるための<u>対策の検討</u>。</p> <p>3 <u>各検討委員会の委員</u> 各検討委員会の委員は、外部有識者等及び関係課長等で構成し、<u>座長を置くこととする</u>。 なお、各委員会の座長は、必要に応じて関係者に出席を求め意見を聴くことができる。</p> <p>4 その他 各<u>検討委員会</u>は、その<u>検討状況</u>を適宜、推進本部へ報告する。</p>	<p>(4) 人材育成検討委員会 人材育成マスタープランを始め、<u>フォレスターや森林施業プランナー、現場の技術者・技能者の育成のあり方や活用方法等について、その実行状況の検証</u>を行い必要な改善策を検討する。</p> <p>(5) 国産材の加工・流通・利用検討委員会 国産材の加工・流通構造や木材利用の拡大など森林資源の活用を進めるための<u>対策について、その実行状況の検証</u>を行い必要な改善策を検討する。</p> <p>3 <u>委員会の座長及び委員</u> <u>委員会には座長を置くこととする</u>。 <u>森林・林業再生プラン実行管理委員会の委員は、1の(2)から(5)に掲げる4つの委員会の座長及び林政審議会委員の中から指名する者で構成する</u>。 <u>その他の委員会の委員は、外部有識者等及び関係課長等で構成する</u>。 なお、各委員会の座長は、必要に応じて関係者に出席を求め意見を聴くことができる。</p> <p>4 その他 各<u>委員会</u>は、その<u>検証・検討状況</u>を適宜、推進本部へ報告する。</p>

(案)

森林・林業再生プラン推進本部の下に置く委員会について

1 委員会の設置

森林・林業再生プラン推進本部(以下「推進本部」という。)の下に、次の委員会を置く。

- (1) 森林・林業再生プラン実行管理委員会
- (2) 路網・作業システム検討委員会
- (3) 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会
- (4) 人材育成検討委員会
- (5) 国産材の加工・流通・利用検討委員会

2 委員会の検討事項

(1) 森林・林業再生プラン実行管理委員会

1の(2)から(5)に掲げる4つの委員会の調整を図りつつ、森林・林業再生プラン全体の実行状況の評価・検証を行う。

(2) 路網・作業システム検討委員会

地域の条件に応じた路網作設技術の確立や先進的な林業機械の導入など、森林整備や木材生産の効率化に必要な路網・作業システムを確立するための具体的な対策について、その実行状況の検証を行い必要な改善策を検討する。

(3) 森林組合改革・林業事業体育成検討委員会

地域の森林管理の主体としての森林組合の役割の明確化や生産性の高い林業事業体の育成のための具体的な対策等について、その実行状況の検証を行い必要な改善策を検討する。

(4) 人材育成検討委員会

人材育成マスタープランを始め、フォレスターや森林施業プランナー、現場の技術者・技能者の育成のあり方や活用方法等について、その実行状況の検証を行い必要な改善策を検討する。

(5) 国産材の加工・流通・利用検討委員会

国産材の加工・流通構造や木材利用の拡大など森林資源の活用を進めるための対策について、その実行状況の検証を行い必要な改善策を検討する。

3 委員会の座長及び委員

委員会には座長を置くこととする。

森林・林業再生プラン実行管理委員会の委員は、1の(2)から(5)に掲げる4つの委員会の座長及び林政審議会委員の中から指名する者で構成する。

その他の委員会の委員は、外部有識者等及び関係課長等で構成する。

なお、各委員会の座長は、必要に応じて関係者に出席を求め意見を聴くことができる。

4 その他

各委員会は、その検証・検討状況を適宜、推進本部へ報告する。